

寡婦控除をすべてのひとり親家庭まで拡大することを求める意見書

寡婦（寡夫）控除は、夫（妻）と死別・離婚して子どもを養育するひとり親に適用される税制優遇制度であるが、未婚のまま子どもを育てている母子（父子）家庭には適用されていない。さらに寡婦控除は寡夫控除に対し有利な要件になっている。

本制度は、国民年金保険料、自治体の保育園の保育料、公営住宅の家賃等にまで波及し、同じくひとり親家庭であっても結婚歴の有無及び性別による違いのないように善処すべきである。

よって、本市議会は、政府に対し、寡婦控除を未婚の母子、未婚の父子及び既婚の父子のすべてのひとり親家庭にまで拡大する法律改正を早期に実現するよう強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月20日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝